

資料8

平成23年度グリーン購入法基本方針説明会



# 木材利用の拡大に向けて

～ 公共建築物等木材利用促進法と合法木材の利用拡大 ～

# 林野庁

# 公共建築物等における木材の利用促進に関する法律



- 平成22年10月1日施行
- 国が「公共建築物における木材利用促進の基本方針」を策定。さらに都道府県・市町村においても基本方針の策定が進む現状

※(41都道府県、95市町村が策定済 平成24年1月24日現在)

- 公共建築物の木造化、内装等の木質化、木製の備品・消耗品、及び木質バイオマスの利用を促進
- 使用する材料は、G法に適合

→合法木材の利用と供給の促進を明記

地方自治体等による公共建築物等の木造・木質化を期待

# 公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針のポイント

(農林水産省、国土交通省)

## 1 公共建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

- ・ 公共建築物における木材の利用の促進が、林業の再生や森林の適正な整備、地球温暖化の防止等に貢献すること
- ・ 過去の非木造化の考え方を、公共建築物については可能な限り木造化、内装等の木質化を図るとの考え方に転換

## 2 公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

- ・ 建築基準法その他の法令に基づく基準で耐火建築物とすること等が求められない低層の公共建築物について、積極的に木造化を促進
- ・ 木造化を促進する対象としない施設の例(災害応急対策活動に必要な施設等)
- ・ 木造化が困難な場合でも内装等の木質化、**備品や消耗品としての木材の利用**、木質バイオマスの利用を促進

## 木材の利用を促進すべき公共建築物

- \* 国・地方公共団体の庁舎、公務員宿舎
- \* 学校、社会福祉施設(老人ホーム、保育所等)
- \* 病院・診療所、公営住宅
- \* 運動施設(体育館、水泳場等)
- \* 社会教育施設(図書館、公民館、青年の家等)
- \* 公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所

## 3 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

- ・ 国は、その整備する公共建築物のうち、積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、原則としてすべて木造化を図る
- ・ 高層・低層に関わらず内装等の木質化、**備品や消耗品としての木材の利用を促進**するほか、暖房器具等への木質バイオマス燃料の導入に努める等

## 4 各省計画に関する基本的事項

- ・ 各省各庁の木材の利用の方針・目標の設定、推進体制等

## 5 木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

- ・ 公共建築物の整備に適した木材の円滑な供給の確保
- ・ **合法木材の供給・利用の促進**

## 6 その他木材の利用の促進に関する重要事項

- ・ 都道府県方針又は市町村方針を作成する場合の留意事項
- ・ 整備等においてコスト面で考慮すべき事項
- ・ 関係省庁等連絡会議の設置

# 木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用について

## 木製の備品・消耗品

基本方針において、備品及び消耗品について、木材を原材料として使用したものの利用促進を図ることを規定。



備品 …… 机、いす、書棚 等  
消耗品 …… 紙類、文具類 等

国は、公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用して製品含む）のうち、原則すべてのものを環境物品等の調達に関する基本方針に示された判断の基準を満たすものとすることを目標。

## 平成23年度の国における取組状況

（平成24年1月現在）

- 一部の省庁では、仕様書に間伐材等の木材を使用したものの調達を明記し、消耗品等を調達。
- 更に、間伐材等の木材を使用した備品及び消耗品の調達について、林野庁から各省各庁に対し依頼（平成24年1月10日）。
- 今後、地方公共団体等に対しても、積極的な調達を働きかけ。

# 合法木材とは？

「違法に伐採された木材は使用しない」という、我が国の基本的考え方に基づいた、我が国の違法伐採対策

林野庁が定めた「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」で示した方法に沿って、伐採時の合法性が証明された木材（国産材、輸入木材問わず）

G法基本方針では、紙類、文具類、オフィス家具、ベッドフレーム、建設資材で木製のものは、合法性が判断の基準



# 木材・木材製品の、合法性・持続可能性の証明のための ガイドライン(平成18年 林野庁策定)

1. 森林認証とCoC認証を活用した証明方法 (FSC、PEFC等)
2. 業界団体による自主的行動規範に基づく事業者認定による証明方法 (22年度末で8,114事業者が参加)
3. 個別企業による自主的な証明方法 (製紙業界等)



供給体制は概ね整備(全国で供給可能)→仕様書等に  
記載することで調達は十分可能

# 木材を原材料として使用した備品及び消耗品の主な製品の例

備品及び消耗品の調達の際には、間伐材等の木材を使用した製品を！



(会議机)



(いす)



(書棚)



(コピー用紙)



(フラットファイル)



(チューブファイル)



(業務用茶封筒、はがき、名刺など)

# 皆様へお願いしたいこと



## 市町村の方々へ

- ・ 公共建築物等木材利用促進法に基づく市町村方針の作成。
- ・ グリーン購入基本方針を作成し、判断の基準に合法木材や間伐材等を位置づけ（国の基本方針を参考に）。

## 物品調達担当、営繕担当の方々へ

- ・ 物品調達、建築発注の際等には、グリーン購入法適合品であることに加えて、合法木材や間伐材等である旨、仕様書等に明記。

## 本日お集まりいただいた全ての皆様へ

- ・ 「公共建築物等木材利用促進法」に基づき、公共建築の木造化、内装等の木質化、木製の備品・消耗品、木質バイオマス等、積極的な木材利用を。

## 参考

公共建築物等木材利用促進法 林野庁ホームページ

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/koukyou/top.html>